

東北大学の脱法行為である 3000名の雇止めを ストップさせよう!

“アベ働き方改悪”を告発
“非正規労働者の無期転換”で
安定雇用を



厚生労働省 宮城労働局

平成30年4月から

はじまります!

無期転換ルール

契約を更新し
通算5年を超える
有期社員については
無期労働契約への
転換申込権が発生します

詳しくは ▶ 無期転換セミナー
http://mukimuhw.go.jp 検索

仙台市宮地下鉄車両へ貼られたステッカー

「改正労働契約法」が成立し、2018年4月1日より、それまで5年継続して雇用された労働者が申し込みをすれば、期間の定めのある有期労働契約から無期労働契約に変わる「無期転換の5年ルール」がはじまります。使用者は労働者の申し込みを拒否できません。

しかし東北大学当局は、5年を超えさせないために3月31日で「雇止め」をして、新たに採用する労働者と入れ替えるという方針をかかげています。無期転換権を行使させないという脱法行為で雇用の安定に背を向けています。

安倍政権は、「働き方改革関連法案」を来年の通常国会に提出し成立をねらっています。

この法案は、「労働生産性向上」と「多様な就業形態の普及」を労働政策の目的に位置づけたうえで、「残業代ゼロ法案」の導入や「裁量労働制」の拡大、解雇自由化につながる「解雇の金銭解決制度」など、労働者の働き方にかかわるさまざまな改悪を一本にたばねている危険なものです。

講師 川村 雅則 教授 (北海学園大学)

- アベ働き方改革ストップ
「なくそう! 有期雇用、つくろう! 雇用安定社会」

特別報告 名古屋大学職員組合

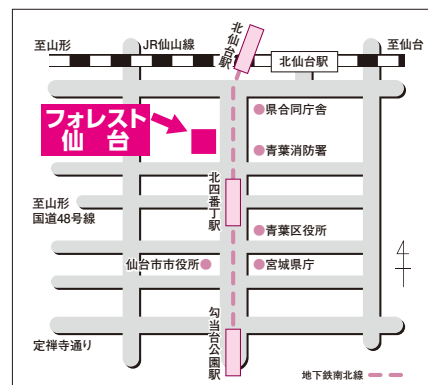
- 非正規職員の無期転換を勝ち取ったたたかい

2017.11.28 火

午後6時30分～

フォレスト仙台 2階ホール

参加費無料 どなたでも参加できます。



北四番丁駅下車「北2出口」より 北へ徒歩約7分

主催 ストップ雇止め! ネットワークみやぎ (事務局・宮城県労連)

共催 宮城県労働組合総連合 tel:022-211-7002 fax:022-211-7004
mygoren@bz03.plala.or.jp

共催 東北大学職員組合 tel:022-227-8888 fax:022-227-0671
http://tohokudai-kumiai.org

共催 自由法曹団宮城県支部(仙台中央法律事務所内) tel:022-227-2291 fax:022-227-2294